

## 女川原発差止訴訟・弁護団活動報告

女川原発差止訴訟弁護団弁護士 小野寺 信一

### 1 訴状の論点

松浦弁護士の原告団活動報告2の(3)①～⑨のとおり。

### 2 「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」の2点をほぼ立証できたので、主たる論点を最終的に以下に絞った。

PAZ、UPZの住民約15万人は事故発生後、

- ① 県の指示に従って検査場所に向かっていいのか
- ② 一時集合場所でバスを待っていていいのか、来たバスに乗っていいのか

### 3 「検査場所を開設できない」が持つ意味

- ① 検査場所が開設できなければ、広域避難のスキームが出発点で崩れる。他の論点の実効性を問う必要がない。
- ② 上記2の①②の避難者の切実な課題と直結する。
- ③ 検査場所が開設できなければ、避難者は長期間30キロ圏内に足止めされ、放射性物質を浴びるだけでなく、耐久日数経過後の危険な避難を開始せざるを得ない。「減災」のための避難計画が「増災」に変化し、人格権を侵害。
- ④ 600名の要員を派遣する被告にとっても、検査場所を開設できるかどうかは切実な問題。検査場所の開設について説明すべき立場にある。【求釈明書①】
- ⑤ 被告の主たる主張は、下記4の「事故の具体的危険の主張・立証の必要性があるが、原告はそれをしていないので実体審理に入る必要がない」。検査場所への600名の派遣は、それに対する反論になりうる。
- ⑥ 検査場所を開設できるかどうかは、オフサイトセンター、バス、安定ヨウ素剤、協議会の「確認」等の他の論点と密接に関連する。
- ⑦ 調査嘱託を見ると、裁判所も600名の派遣と検査場所に関心を持っていることが伺われる。
- ⑧ 開設できないと判断できる資料(レーン、要員、資材等)が十分に揃った。
- ⑨ 県は「数日後の開設」を隠蔽している。「数日後の開設」を知らない避難者の車両が検査場所周辺の道路を先に埋めて検査場所を開設できない。そのことを被告に問うことができる。【求釈明書②】

### 4 被告の対応

上記2の主たる論点に対する反論はほとんどなし。「段階的避難であるので避難可能」を主張する程度。その点についての原告の反論に対する再反論なし。従って、被告の主たる主張は上記3の⑤の「事故の具体的危険の主張・立証の必要性があるが、原告はそれをしていないので実体審理に入る必要がない」に絞られた。

以上